

いじめ早期発見・事故対処マニュアル

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 生徒（本人を除く）からの情報
- 生徒（本人）の保護者からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 地域住民等からの情報
- その他



【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

- 把握者 → （学級担任等） → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長



【事実確認・方針決定】（いじめ対策組織における協議）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担（対応チームの編成）
- 全教職員による共通理解の形成
- 関係機関との連携



【いじめへの対処】（いじめ対策組織による対処）

- いじめを受けた生徒への支援
- 周囲の生徒への働きかけ
- 北海道教育委員会への報告
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣要請
- 関係機関への相談（児童相談所、警察等）場合によって
- いじめの解消の判断
- いじめを行った生徒への指導
- いじめを受けた生徒の保護者への支援
- いじめを行った生徒の保護者への助言

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校内	<ul style="list-style-type: none">□ いじめの訴えをしたこと、相談に来てくれたことをほめる□ 事実と共に辛い気持ちを受け入れ共感する□ 具体的な支援内容を示し最後まで、守り抜くことを伝える	<ul style="list-style-type: none">□ 他の児童生徒と離れた場所で事実確認を正確かつ迅速に行う□ いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。□ いじめの被害者の気持ちを認識させ、反省を促す。	<ul style="list-style-type: none">□ 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないと気付かせる。□ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	<ul style="list-style-type: none">□ いじめに関する事実経過を説明する。□ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<ul style="list-style-type: none">□ 事実経過の説明し、家庭における指導を要請する。□ いじめを受けた生徒及び保護者への謝罪を促す。	<ul style="list-style-type: none">□ 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。



【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- 必要に応じて外部の専門家等による助言
- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等
- 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し
- 豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組
- 家庭、地域との連携強化
- 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
- P.T.A活動や地域行事への積極的な参加による生徒の豊かな心の醸成